

# 愛顔つなぐえひめ国体伊予市休憩所設置運営要項

(平成27年11月24日 第4回総務企画専門委員会決定)

## 1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市観光・接伴基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体及び愛顔つなぐえひめ国体競技別リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の憩いの場を提供するため、休憩所の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

## 2 設置場所

休憩所の設置場所は、各競技会場とする。

## 3 設置期間・時間

- (1) 設置期間は、各競技会の開催期間中とする。
- (2) 開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとし、準備・後片付けはこれに含まれるものとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

## 4 業務内容

- (1) 休憩所の設営及び開設準備に関すること。
- (2) 大会参加者に対して、休憩場所を提供し、湯茶等で接待するものとする。
- (3) 提供する湯茶等の検収及び管理に関すること。
- (4) 休憩所及び周辺の整理整頓を心がけ、衛生保持に努める。

## 5 その他

この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、平成27年11月24日から施行する。